

義士だより

令和7年5月号

赤穂警察署

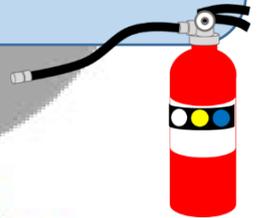
焼却火による火災に注意！

廃棄物の焼却行為は、法律により
原則**禁止**されています。

《罰則》 5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金

野外焼却は、煙、悪臭、飛灰などで、近隣住民の生活環境に被害を与えるほか、周囲の枯草に燃え移ると思ってもよらず、一気に燃え広がり、山火事などの発生につながります。

農業を営むためにやむを得ず焼却を行う場合であっても、火をつけたままその場を離れる、消火用の水を用意しない等の場合は、火気乱用の罪（軽犯罪法違反）になることがあります。火気の取り扱いには十分に気をつけましょう。



兵庫県警察公式アカウント

防犯・交通・イベント・採用案内など
県警からのお役立ち情報を配信中！

右側の二次元コードをチェック→
ぜひ登録してください！



兵庫県警察
Facebook



兵庫県警察
X(旧Twitter)



兵庫県警察
Youtube



兵庫県警察
Instagram



赤穂警察署

0791-43-0110